

⑦障がい者スポーツセンター(さん・さんプラザ)	水泳・バスケットボール・卓球・トレーニングなど。
⑧福祉バス市単独	登録している障がい者団体に対し、年に1回、バスの貸出を行う。
⑨福岡市障がい者スポーツ大会	障がい者スポーツ大会の開催。
⑩全国障害者スポーツ大会	全国障がい者スポーツ大会への福岡市選手団の派遣を行う。
⑪障がい者ボウリング大会	福岡都市圏障がい者ボウリング大会，全国障がい者ボウリング大会を行う。

主な事業実績

【障がい者スポーツセンター】(年間延べ利用者数)

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
24,569	24,592	26,605	1.08倍

【障がい者フレンドホームで実施する文化教室等】

(年間延べ利用者数)

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
22,895	23,401	25,858	1.13倍

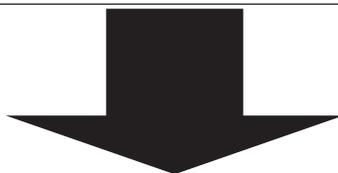
施策の課題

○中央区の市立障がい者フレンドホームについては、都市部のため用地取得が困難なことから未整備となっている。

取組の方向性

○障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るなど、引き続き各種社会参加活動の促進を図ります。

○未設置となっている中央区の市立障がい者フレンドホームについては、引き続き整備に努めます。



計画期間中の主な取組

主な取組事項

- (1)障がい者就労支援センター事業の推進
- (2)精神障がい者・発達障がい者への就労支援
- (3)ときめきプロジェクトの推進

3 啓発・交流，広報・情報提供

(1) 啓発・交流

事業名	事業の概要
①障がい者週間	「障がい者週間（12月3日～9日）」を中心として各種広報啓発活動を行い，障がい者問題について市民の理解と認識を深める。
②世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間	「世界自閉症啓発デー（4月2日）」「発達障がい啓発週間（4月2日～8日）」を中心として各種広報啓発活動を行い，市民の理解と認識を深める。
③精神保健家族講座	家族への障がいの理解，相互交流の促進を行う。
④精神障がい者ボランティア講座	ボランティア養成，育成を行う。
⑤精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」	アート展覧会，ミニコンサート，講演会，社会復帰施設の物品販売等を実施する。
⑥補助犬啓発事業	小中学校へへの出前授業や市民向け啓発イベントなど，補助犬に関する啓発活動を実施する。
⑦ボランティアセンター	ボランティア登録の受付，ボランティア（個人・団体）の支援，養成講座等の実施を行う。
⑧福祉教育	障がいの理解促進のため出前講座等の実施を行う。
主な事業実績	
<p>【障がい者週間概要（22年度）】</p> <p>日時：平成22年12月5日（日）</p> <p>内容：街頭啓発（ビラ配り等）と障がい者問題に関するシンポジウム等の実施</p> <p>「心の輪を広げる体験作文募集」応募数34件</p> <p>「障がい者週間のポスター募集」応募数9件</p> <p>【世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間概要（23年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発：平成23年4月1日（金）天神地区，チラシ約2,500部配布 ・講演会，映画上映：平成23年4月2日（土）中央市民センター，来場者延べ542人 ・アート展：平成23年4月25日（月）～5月1日（日）アクロス福岡コミュニティエリア等 <p>【精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」（22年度）】</p> <p>日時：平成23年1月25日（火）～1月29日（土）</p> <p>場所：市役所ロビー，あいれふ</p> <p>延来場者数：1,366人</p>	
関連する主な調査結果	
<p>○知的障がい者や障がい児，発達障がい児・者の半数以上が差別を受けた経験があると答えている。また精神障がい者は，入院患者で約3割，外来患者で約4割弱であった。 調査結果資料23，24</p> <p>○障がい者の人権に関して問題があることとして知的障がい者，障がい児，発達障がい者，一般市民の3～4割程度が「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」と回答した。調査結果資料25</p> <p>○啓発の推進，精神障がいの理解促進を望む意見等があった。調査結果資料18，26</p> <p>○障がい者団体でも，啓発活動の充実を求める意見があった。調査結果資料33</p>	

施策の課題
○地域社会における障がいへの理解は、共生社会を実現するために必要不可欠であり、障がい当事者と実際にふれ合う機会を持つことや、就労の促進、地域でのボランティア育成など幅広い観点から、地域における障がいへの理解が進むよう一層の取組が必要である。
取組の方向性
○地域における交流を促進するなど、障がいに関する市民の理解を促進するための取組を進めます。また、障がいのある人が企業で働きやすい環境や、障がい者施設の商品が身近なものになることなどを目指して、従来からの啓発事業にとどまらず地域社会への働きかけを行い、障がいへの理解の促進を図ります。

(2) 広報・情報提供

事業名	事業の概要
①障がい保健福祉施策に関する広報	計画の策定や福祉サービスの制度改正に関する内容等について、冊子やチラシ、福岡市ホームページ、市政だより等で周知する。
②障がい保健福祉施策に関する情報提供	毎年、福岡市の障がい保健福祉施策に関する事業概要を紹介する冊子「福岡市の障がい福祉」を作成する。
主な事業実績	
【福岡市の障がい福祉概要(平成 22 年度)】 ○平成 22 年8月発行 ○発行部数 15, 000部 ○主な配付場所 各区福祉・介護保険課, 健康課, 情報プラザ等	
施策の課題	
○様々な媒体の活用によって、障がい保健福祉施策に関する広報・情報提供に努めているが、施設サービス等を利用していない方に対して情報が行き届きにくいという課題がある。必要とされる情報が的確に入手できるよう一層の広報の充実や相談窓口における的確な情報提供を図る必要がある。	
取組の方向性	
○利用者の視点に立ち、ユニバーサルデザインへの配慮を徹底するなど、サービスの利用方法等について分かりやすく情報を発信するとともに、相談窓口における的確な情報提供に努めます。 ○訪問相談支援の導入を検討するなど、サービス未利用者への適切な情報提供に努めます。	

計画期間中の主な取組



主な取組事項
(1) 地域交流活動などを通じた啓発 (2) 利用者にとって分かりやすい情報発信 (3) サービス未利用者への適切な情報提供の推進

4 相談支援・権利擁護

(1) 相談支援

事業名	事業の概要
①障がい者生活支援相談室	主に身体・知的障がい者の相談に対して関係機関で連携し対応する。相談は、窓口、電話のほか、訪問による相談も実施する。
②知的障がい者地域生活支援センター	在宅等の知的障がい者の相談支援を行う。
③地域活動支援センターI型	1 (3) ⑧参照
④発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）	発達障がいにかかる総合相談、普及啓発、研修等を行う。
⑤身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	障がい児・者の日常生活の問題について、地域において相談員が各種相談に応じるとともに、援助を行う。
⑥ろうあ者相談員	各区の福祉・介護保険課に配置し、聴覚障がい者等の日常生活上の問題や諸手続などの各種相談に応じる。
⑦こころの健康相談	社会環境の複雑化等による精神疾患等の増加への対応を行う。
⑧居住サポート	1 (6) ⑤参照
⑨結婚相談	身体障がい者の結婚相談及び障がい者のつどい（集団見合）の開催を行う。
⑩自立支援協議会	事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築する。
⑪一般精神保健相談・訪問指導等事業	精神障がい者に関する相談、訪問を行う。
⑫ピアサポート講座、ピアスタッフスキルアップ研修	精神障がい者が当事者同士で支えあうシステムを構築するためピアサポーターの養成と育成を図る。
⑬災害時要援護者台帳	寝たきり・一人暮らしの障がい者等要援護者の緊急連絡先等を調査し、災害発生時の避難誘導や援護に活用する。

主な事業実績

【主な相談支援機関の年間相談件数】

区分	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
障がい者生活支援相談室	3,055	3,338	3,525	1.15倍
知的障がい者地域生活支援センター	16,598	25,520	33,721	2.03倍
地域活動支援センターI型	19,713	31,564	33,552	1.70倍
発達障がい者支援センター	1,908	1,965	2,442	1.28倍

【災害時要援護者台帳】(年度末登載者数)

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
4,024	3,826	3,765	0.94倍

関連する主な調査結果	
<p>○地域生活の継続に必要なこととして、身近なところの相談員、相談窓口という意見が各障がいにおいて約2～3割あった。[調査結果資料3]</p> <p>○困ったときに専門職員が相談対応できる体制の充実を求める意見が概ね各障がいにおいて約2～3割あった。[調査結果資料27, 28]</p> <p>○相談支援の充実等を望む意見があった。[調査結果資料18, 26]</p> <p>○身体・知的障がい者では、災害時要援護者台帳を「知らなかった」と回答した人が約7～8割あった。[調査結果資料29]</p>	
施策の課題	
<p>○国の法律改正にあわせ、3障がいに総合的に対応できる相談支援体制づくりや、サービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上と体制の充実が課題となっている。</p> <p>○相談支援事業所が中心となる自立支援協議会の設置の法定化に伴い、地域生活の課題解決機能の強化が課題となっている。</p> <p>○発達障がい者に対する支援の充実が課題となっている。</p> <p>○障がい者の高齢化や障がい者数の増加等に伴い、地域における支え合いがますます重要となっている。</p> <p>○災害時要援護者台帳については、制度の周知や災害時対策の充実が課題となっている。</p>	
取組の方向性	
<p>○国の法律改正にあわせ、3障がいに総合的に対応できる相談支援体制づくりや、サービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、体制の充実について検討します。</p> <p>○自立支援協議会の地域生活の課題解決機能を充実するため、組織体制を見直し、障がい者等が継続して地域で生活できるよう総合的な支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関や自立支援協議会について周知を図ります。</p> <p>○発達障がい者支援センターにおける相談・調整機能を高め、支援者の育成や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。</p> <p>○日常の地域活動を通じた住民同士の顔の見える助け合いを基盤とした、地域住民、地域団体、事業者、行政などの多様な主体による地域における支え合いネットワークの形成に努めていきます。</p> <p>○災害時要援護者台帳について、制度の周知を図るとともに、地域住民との連携や福祉避難所の指定など、災害時の安全・安心を確保するための取組を進めます。</p>	

(2) 権利擁護

事業名	事業の概要
①成年後見制度利用支援	成年後見制度（判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度）の市長申立を行うとともに、費用負担が困難な対象者の場合は、その費用を援助する。
②あんしん生活支援センター（日常生活自立支援事業）	契約に基づく、日常金銭管理や重要書類の預かりを行う。

③福岡市障がい者110番	常設相談窓口を設置し、内容に応じて専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼等を行う。	
④精神科入院患者の人権確保等	病院実地指導、現地診察等により病院の適正な管理運営のため入院患者の人権確保を図るほか、精神医療審査会において、入院患者等からの退院請求また処遇改善請求の審査を適切に行っている。	
主な事業実績		
【成年後見制度利用支援】(年間利用者数)		
20年度	21年度	22年度
0	1	0
関連する主な調査結果		
○成年後見制度の充実等、権利擁護に関する意見があった。 調査結果資料26参照		
施策の課題		
○障害者虐待防止法に基づき、虐待防止体制の整備が課題となっている。 ○今後の国の差別禁止法案の動向にも留意しながら、権利擁護の取組の充実を図る必要がある。 ○身寄りのない人への対応や、将来にわたる安心を確保するため、高齢者施策、地域保健福祉施策との連携による充実が課題となっている。		
取組の方向性		
○虐待防止センターの設置を検討するとともに、相談支援事業所や自立支援協議会と連携し、虐待防止の取組を進めます。 ○権利擁護に関する取組の充実を検討します。		

計画期間中の主な取組



主な取組事項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の充実・検討 (2) 自立支援協議会の充実 (3) 発達障がい者支援センターの充実 (4) 災害時要援護者対策の推進 (5) 虐待防止対策支援

5 障がいのある子どもへの支援

事業名	事業の概要
①児童デイサービス	障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。
②発達障がい児日中一時支援（就学前児童）	介護者の疾病等により一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行う。
③緊急一時介護 市単独	家族が疾病等の場合ヘルパーが代わって介護を行う。
④障がい児施設（入所・通所）	入所や通所による障がい児の療育等を行う。
⑤重症心身障がい児（者）通園事業	重症心身障がい児（者）の通園による訓練等を行う。
⑥市立心身障がい福祉センター、東部・西部療育センター	障がい児（未就学児）の相談・診断・療育支援等を行う。
⑦自立支援医療制度（育成医療）	障がいの軽減・除去に関する治療に対し、医療費の自己負担率を1割とする。
⑧特別児童扶養手当	障がい児を養育する父母等に手当を支給する。
⑨障がい児福祉手当	重度障がい児に手当を支給する。
⑩療育訓練 市単独	やすらぎ荘での宿泊型の療育訓練を実施する。
⑪障がい児等療育支援事業	外来療育、訪問療育、保育所・幼稚園等への支援を行う。
⑫特別支援学校放課後等支援事業	学校内にて、放課後等の児童・生徒の活動の場の提供と、保護者の就労及びレスパイト支援を行う。
⑬在宅障がい児親子レクリエーション 市単独	親子レクリエーション、重心児療育キャンプ及び肢体不自由児療育キャンプを実施する。
⑭障がい児地域交流支援事業・地域交流支援コーディネーター派遣事業 市単独	障がい児（者）の地域参加促進のため、交流事業への補助、及び地域団体等への電話相談対応やコーディネーターの派遣を行う。
⑮障がい児保育	障がい児が入所している保育所に対し、巡回訪問指導、研修の実施、専門機関による訪問、保育士雇用費の助成等の支援を行う。
⑯私立幼稚園障がい児支援事業	障がい児が通園する幼稚園に対して、専門機関による訪問、助言などの支援を行う。

主な事業実績

【心身障がい福祉センター、西部療育センターの新規受診児数】
（年間新規受診児数（未就学児））

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
751人	769人	845人	1.13倍

【障がい児施設（入所・通園）の施設数及び年度末在籍児数】

区分	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
入所施設	28施設	30施設	30施設	—
	242人	230人	225人	0.93倍
通園施設	10施設	11施設	10施設	—
	454人	482人	507人	1.12倍

【特別支援学校放課後等支援事業】（実施校数）

20年度	21年度	22年度
5校	6校	7校（全校）

関連する主な調査結果

○障がい児の約6割が、子どもの障がい診断時に「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」と回答した。調査結果資料30

施策の課題

○就学前の障がい児に専門機関において相談・診断・療育を行うとともに、障がい児施設の利用者負担の市独自軽減策の実施や障がい児が通う保育所・幼稚園等への支援など、障がいの早期発見・早期支援に取り組んでいる。また、障がい児の在宅生活を支援するため、専門機関において保護者等からの様々な相談に応じるとともに、発達障がい者支援センターを中心とした関係機関の連携による一貫した支援体制の整備、重症心身障がい児(者)への通園による療育、障がい児福祉手当の支給、特別支援学校における放課後等支援事業などを実施している。

○近年、発達障がいと診断される子どもや知的障がい単独通園施設の入園希望者が急増しており、これらの子どもに対して適切な支援を安定的に行っていくことが課題となっている。また、行動障がいの予防の観点からの取組が求められている。

○24年度から施行される児童福祉法の改正を受け、障がい児支援強化のための体制整備が求められている。

取組の方向性

○障がい児への支援策については、障がいの早期発見・早期支援、障がい児が通う保育所・幼稚園等への支援及び障がい児とその家族の在宅生活を支えるための取組をさらに充実強化していくとともに、近年、特に増加している発達障がい児に対しては、個々の年齢や障がい特性、家庭環境に応じた支援施策を検討していきます。

計画期間中の主な取組

主な取組事項

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) 療育体制等の整備

本計画の施策体系

障がい保健福祉施策推進による目標像

障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会

5つの視点

- ユニバーサルな社会づくり
- 地域社会で安心して暮らせるための支援策の充実
- 障がいの特性を踏まえた支援策の充実
- 医療ケアの必要な人や強度行動障がい者などへの支援策の充実
- 社会情勢の変化をとらえた福祉サービス等の実施

障がい保健福祉施策

- 1 地域生活支援
- 2 就労支援・社会参加
- 3 啓発・交流, 広報・情報提供
- 4 相談支援・権利擁護
- 5 障がいのある子どもへの支援